

## 仲卸業務許可取扱要綱

昭和63年4月1日制定

(趣旨)

第1条 この要綱は、仲卸業務の許可について、防府市公設青果物地方卸売市場業務条例（昭和63年防府市条例第10号）第20条及び同施行規則（昭和63年防府市規則第15号）第19条に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(資格基準)

第2条 仲卸業者の業務の許可を受けることができる者は、次の各号に該当する者でなければならない。

- (1) 原則として県内に住所又は事業所を有する者
  - (2) 申請者（法人にあつては、その代表者及び業務を執行する役員を含む。）が仲卸しの業務に専念することができる者
  - (3) 仲卸業務又は類似の業務に5年以上の経験を有し、現にその業務に従事している者
  - (4) 開業資金として1000万円以上を有する者
  - (5) 入場1年後において、年間取扱金額が1億5千万円以上見込まれる者
- (選考方法等)

第3条 選考は市場協力会で審査し、その報告に基づき市長が決定する。

附 則

この要綱は、昭和63年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年6月21日から施行する。